

「第三節」について

『稿本天理教教祖伝』は「同八年には、『いちれつすますかんろだい』の歌と手振りとを教えられ」と、第三節の成立を示しています。ただ、この書き方では、「一れつすます」の前が何であったのかは示されていません。これが書かれているのは、『稿本中山真之亮伝』と『稿本天理教教祖伝逸話編』で、そこには「あしきはらひたすけたまへ いちれつすますかんろだい」とあり、「私刊本一覽」の表では第一第三合一節の「たすけたま~~い~~」が「たすけたま~~い~~」になっているものです。

明治三年には、「ちよとはなし」の歌と手振りとを、同八年には、「いちれつすますかんろだい」の歌と手振りとを教えられ、こゝに、かんろだいのつとめの手一通りが初めて整い、つゞいて、肥、萌え出等十一通りの手を教えられた。更に、明治十五年に、手振りは元のまゝながら、「いちれつすます」の句は、「いちれつすまして」と改まり、それに伴うて、「あしきはらひ」も亦、「あしきをはらうて」と改まった。（『稿本天理教教祖伝』P99）

明くれば明治十五年、真之亮は十七才になる。／ この年五月十二日、奈良警察署長上村行業の率いる警察官の一隊が、おやしきに侵入し、二段まで出来て居たかんろだいの石を没収した。このふしを契機として、／ 「あしきはらひたすけたまへ いちれつすますかんろだい」は ／ 「あしきをはらうてたすけせきこむ いちれつすましてかんろだい」／と改まったと言われて居る。（『稿本中山真之亮伝』1963(昭和38).P17）

五一 家の宝 ／ 明治十年六、七月頃（陰暦五月）のある日のこと。村田イエが、いつものように教祖のお側でお仕えしていると、俄かに、教祖が、／ 「オイエはん、これ縫うて仕立てておくれ。」／と、仰せられ、甚平に裁った赤い布をお出しになった。イエは、「妙やなあ。神様、縫うて、仰っしゃる。」と思ひながら、直ぐ縫い上げたら、教祖は、早速それをお召しになった。／ ちょうどその日の夕方、亀松は、腕が痛んで痛んで困るので、お屋敷へ詣って来ようと思つて、帰つて来た。教祖は、それをお聞きになつて、／ 「そうかや。」／と、仰せられ、早速寢床へお入りになり、しばらくして、寢床の上にジツトお坐りになり、／ 「亀松が、腕痛いと言っているのやったら、ここへ連れておいで。」／と、仰せになった。それで、亀松を、御前へ連れて行くと、／ 「さあ／＼これは使い切れにするのやないで。家の宝やで。いつでも、さあという時は、これを着て願うねで。」／と、仰せになり、お召しになっていた赤衣をお脱ぎになつて、直き直き、亀松にお着せ下され、／ 「これを着て、早くかんろだいへ行て、／ あしきはらひたすけたまへ いちれつすますかんろだい ／ のおつとめをしておいで。」／と、仰せられた。（『稿本天理教教祖伝逸話編』P90.1977(昭和52).天理教教会本部）

第三節の原形(≡第一第三合一節)の成立は明治8年 — 辻忠作手記「教祖様御伝」

明治8年説の根拠は、辻忠作手記「教祖様御伝」です。これは明治31年に辻忠作から、中山新治郎初代管長に渡されたもので、引用文中に「稿本」とあるのは、辻家に残された原稿を指しています。ここに「日々は、『あしきはらひたすけたまへ一れつすますかんろふだい』といふおつとめであります。」と出ています。これが第三節の原形≡第一第三合一節の根拠ということになります。また、「その一條のつとめ十一通りのお手」とは、「正文遺韻」に「かんろふだいつとめ十二始まり」と書かれているものを指していると思われます。

「廿四年程前に、教祖様御子息小かん様とおふたり神様のおさしづにて、かんろふだいの場所をおさだめなされました。他の信心のもの目をくゝりてあるき、その所にゆきあたれば、足ハ一步もはこべぬ所、これが、かんろふだいのしんとなります。それよりかんろふだいつとめとなり、その一條のつとめ十一通りのお手をおしへくたされました。日々は、「あしきはらひたすけたまへ一れつすますかんろふだい」といふおつとめであります。……」

稿本「廿四年前、明治八年、教祖様こかん様貳人御指圖にて、かんろふだいの場所御ためしになりました。そこをあるいて向へも横へも一足もゆけぬ所へしるしをつけ、他のもの知らずにみな信心のもの目をくゝりてあるき、中田松尾と市枝與助、辻ます(忠作の妻)子をおふてあるけば、みなおなじ所で立ちどまりました。それ、かんろふだいの場所となりました。それより、かんろふだい一條のつとめとなり、御手十一通り教へなされました。日々のおつとめは、「あしきはらいたすけたまへ一れつすますかんろふだい」といふおつとめであります。……」

これ、所謂「ちば定め」の史實であります。稿本には明らかに明治八年と記され、それが廿四年前に相當する事が記されてあります。又、日々のおつとめもこれより定められた事になつてありますが、そのお歌は注意を要する所であります。即ち / **あしきはらいたすけたまへ 一れつすますかんろふだい** /となつてありまして、現在の / あしきをはろふてたすけせきこむ 一れつすましてかんろふだい /とは多少變つてあります。が何れ機會がある事と思ひますから、おつとめの手等については、今日は省いておきませう (『復元7号』P34—辻忠作手記「教祖様御伝について」中山正善)

廿四年程前ヨ教祖様御子息小かん様とおふたり神様のおさしづよてかんろふだいの場所をおさだめなされました他の信心之もの目をくゝりてあるきその所よゆきあたれば足ハ一步もよべぬ所これガかんろふだいの志んとなりまほ
それよりかんろふだいつとめとなりその一條のつとめ十一通りのお手をおしへくたされました日々ハあしきはらいたすけたまへ一れつすますかんろふだいつとめといふおつとめでありまほ

「辻忠作教祖様御伝」について

第三節明治8年説の根拠である「辻忠作教祖様御伝」は、明治31年に中山新治郎初代管長に手渡されたもので、その原稿が辻家に残されて、それを中山正善氏は「稿本」と呼んでいます。この「辻御伝」を引用しつつ、解説を付けたものが、「教祖様御伝について」で、「辻御伝」の全文は、『復元31号』に載っています。

この明治31年には、中山新治郎作「稿本教祖様御伝」が書かれています。「辻御伝」で、第一節成立についての記述は、この「稿本教祖様御伝」と同じように書かれています。

これから教祖様御傳に関する辻忠作さんのお話を取次ぎませう。それは明治三十一年四月八日に辻忠作さんから父様の手許に提出されたお話し筋書なのでありまして、これと大同小異の原稿とも思われる一本が辻家にも残されてあります。よく御承知の事もありますが、その要点を共々に読まして頂ませう。（『復元7号』P1. 中山正善.）

編者記＝以上は管長様が曾て、昭和十三年一月十一日より同年十月二十三日に至るまで、三十四回に亘って「天理時報」に連載下さった“教祖様のお話”のうち、前十回分の「教祖傳編纂史」を省き、後二十四回分の「辻忠作さんの話」（昭和十三年自三月二十日至十月廿三日）の全文であります。茲に転載させて頂く御許を得ましたことを、読者と共に管長様に厚く御礼申上げる次第で御座います。（やまさわ）（『復元7号』P54）

○この辻忠作先生の手記本は、先生御自身の実地に見聞されたことを主として記されたものである点から見て、後人たる私達にとって、教祖様御伝研究上の貴重なる一資料であると申すべく、なほ、それに加ふるに管長様の御懇切なる註解をお添へ頂いてある点、裨益するところ多大なるものが御座います。……(昭和22・6・18 やまざわ)（『復元7号』編輯後記）

第一節の成立を慶応2年とする「辻忠作教祖様御伝」

「……其頃、小泉不動院といふ祈祷者、今の本部へ来り、暴行して太鼓提灯を切やぶりて、古市へ願ひで、わるいひしました。そこでこれまで、なむてんりおふの命といふ御勤をば、あしきはらいたすけたまへてんりおふの命といふおつとめになりました。……」

稿本「……其頃小泉不動院といふ祈祷者来り、太鼓切り破りなど暴行之上、古市へ願ひ出ました。それまでハ、拍子打て、なむてんりおふのみこと御つとめの處、そこで、あしきはらひたすけ玉へ、てんりおふのみこと御つとめになりました……」

稿本とも変りありません。これは、不動院事件が契機となって、お勤めが変わったと一般に云はれてある所であります。（『復元7号』P22）

『稿本教祖様御伝』(中山新治郎.明治31年作)にはない第三節の成立

「辻忠作教祖様御伝」が明治31年に初代管長に渡されたにもかかわらず、同年に書かれた『稿本教祖様御伝』には、明治8年頃の記述部分に第三節に関することは見当たりません。渡された時期が遅かったのかもしれませんが、明治40年頃作の『教祖様御伝』にも出ていません。なぜ第三節の記載がないのでしょうか。

21年4月
 明治七年四月 日丹波市村事務所ヨリ澤澤田
 義太郎ナルモノ取調ノ為メ出張セラレ 神前ヲ附
 申渡サル
 最中ナリ 而シテ取調所ハ ラン獄ナリシ而シテ
 三日間ラン獄ニテ拘留ナリタリ 時ニ小寒様
 病気危篤ニ迫リ死去ナリタルニ付 教祖様
 病氣願 差出シナリタルニヨリ 教祖三言ノ拘
 留ニ出獄遊ガ 養父代辻忠作ハ五日間果
 廳留トナリタリ 教祖様出獄ナリシ日 ヨシ善
 ヲ宿テ 此宿ノ主人ニ 誠ノ咄ニ十分御聞カシ
 アリタリ 主人タル ヨシ善ハ 筆口御代ナリ 此
 ヨシ善御咄シテ 持聴シテ大ニ感シテ 其節ノ人ニ咄シ
 セシニ付 後ノ調ハ 餘程 予カニナリタリ
 此裁判ハ 十二月 日 教祖様ハ 二十五 浅ノ料料
 申渡サル
 (教祖様病氣中ノ御代)

教祖様御伝
 五ツいりのはや 六ツむすこは 七ツさぬ
 よふ セツなんでもた 八ツやしき
 のまよりかた 九ツこをいづまよ
 ナドとこのおまめかた
 明治八年 月 日 教祖様 小寒様 松意様
 ノ三人 赤き着物ヲ召シ至モ 上段間ニ列座ナサレシ
 事アリ
 今年八月二十五日 奈良良泉 廳ニ 呼込到来セリ
 其人々ハ 教祖様ト 養父トニテナリ
 翌ニ六日 教祖様 附添トシテ 政女 養父 病氣ニ
 テ代人トシテ 辻忠作 出頭セリ 且連ハ 後代ニ
 同道セリ 時 恰モ 表 通常 門 普請ノ 内 造

而シテ 御下リノ 御衣裳ヲ 三寶ニ 奉祀シ 至エリ
 此時 御記ニ 下リシ 筆先ニ
 このあかき さよれをなん おおてはら
 中ニ 月日ガ こもり いわなり
 云あり 而シテ 一ニ イキハ 仲田 二ニ タモノハ 松尾
 三ニ テラ下リハ 辻 四ニ カシラダキキチ下リハ 井
 夫ニ 御渡シタリタリ
 亦 筆先ニ
 今まてハ やまいと 以 志 以 志 あり
 いろし 志んた 志 志 志 志 志
 これがハ 志とて 志とて 志とて 志とて 志とて
 所記シヨリタリ

ト云フ 神ハナレ 神ヲ 持スレバ 大社ノ 神ヲ 持セヨセ
 話スルナレバ 中 教院ヲ 在 話セヨト 説諭シテ 歸シタリ
 而シテ 御祭リアリタリシ 幣帛 鏡 笠 蓑 茅ヲ 授収
 八日 教祖様ニ 始テ 赤き着物ヲ 纏ヒ 至リ
 明治八年四月二十五日

「第一第三合一節」「第三節の原形」と現行の「第一節」「第三節」の関係

明治三年には、「ちよとはなし」の歌と手振りとを、同八年には、「いちれつすますかんろだい」の歌と手振りとを教えられ、こゝに、かんろだいのつとめの手一通りが初めて整い、つゞいて、肥、萌え出等十一通りの手を教えられた。更に、明治十五年に、手振りは元のまゝながら、「いちれつすます」の句は、「いちれつすまして」と改まり、それに伴うて、「あしきはらひ」も亦、「あしきをはらうて」と改まった。（『稿本天理教教祖伝』P99）

『続ひとことはなし その二』P81～82.1957(昭和32)年.中山正善(『みちのとも』昭和27年4月号P4)

要するに、明治十四年の私刊本以前の寫本にあっては、第五節のみを内容としていたものようである。／ **明治十四年刊行の天恵組版**に至って、はじめて、第四節が第五節の頭首に加わり、末尾に第二節と、**第一節及第三節を合せて一つ**とした二節が一枚（第廿六枚）加わり、他に木火土金水風の附表一枚を加えて、全二十七枚の木版本として発行されている。／（この本の中には、この第二十六枚を巻頭にして廿六、一、二、三、……廿五、廿七の順序で組られているものもあるが、この姿は後日の改綴と思う。）／この第一節と第三節を一つにされたのは、／あしきはらいたすけたまい／いちれつすますかんろふだい／のおうたであって、これが第一節及第三節の古い形であったのが、**明治十五年の所謂“模様替”の史実の結果**、上の句、下の句にそれぞれ下の句上の句が加わり、語尾も多少変更されて、／あしきをはらうてたすけたまへ／てんりわうのみこと 第一節 ／あしきをはらうてたすけせきこむ／いちれつすましてかんろだい 第三節 ／の**二節**になったものと考えらる。

中山正善氏は、第一第三合一節が第一節と第三節に別れたと主張しています。

『稿本天理教教祖伝』の記述は第三節の原形についてのことと思われませんが、その原形が提示されていないので、「『あしきはらひ』も亦、『あしきをはらうて』と改まった」の部分は、慶応3年に教えられたとされる第一節のことを指しているのか、第三節のことか、よく分かりません。両方のことを指しているともとれるように書いたのかもしれませんが。

第一節の原形（慶応2年）

あしきはらひたすけたまひ
てんりわうのみこと

第一節の現在形（明治15年）

あしきをはらうてたすけたまへ
てんりわうのみこと

第三節の原形（へ）（明治8年）

あしきはらひたすけたまへ
いちれつすますかんろふだい

第三節（明治15年）

あしきをはらうてたすけせきこむ
いちれつすましてかんろだい

第一、第三合一節

あしきはらいたすけたまい
いちれつすますかんろふだい

第一節

あしきをはらうてたすけたまへ
てんりんわうのみこと

第三節

あしきをはらうてたすけせきこむ
いちれつすましてかんろだい

「みかぐらうた本」には「第三節の原形」はない

No.9に現れる
第一第三合一節

「みかぐらうた本」には「第三節の原形」はありません。ただ、「第一第三合一節」の「たすけたまい」の「い」が「へ」に変わっているだけです。

No.の○は、昭和27年以後に見つかった本。

- ◎**第一節○**は、No.13に現れる。
- ◎**第二節□(一寸話)**は、No.6に現れる。
- ◎**第一、第三合一節(1,3)**はNo.9, 11, 16と3例ある。
- ◎**第三節△**は、No.14に現れる。

第一、第三合一節
あしきはらいたすけたまい
／いちれつすますかんろ
ふだい

No.	題名	年代	筆者(発行者)	配列順序及び摘要※
No.30	御あぐら災全	明治21年11月1日	著者/中山美文 発行者/前川菊太郎	1, 2, 3, 4, 5 【公刊本初版本】
No.29	拾式下り御つとえ此歌	明治20年頃	(村田本)	2, 3, 1, 4, 5
No.28	(表題なし)	明治17~18年頃	永尾芳枝	1, 2, 3, 4, 5(ただし、1~4は永尾白筆、5は別人の筆)
No.27	十二下り御神楽此歌	明治18~19年頃	(不詳)	2, 3, 1, 4, 5
No.26	(推定「十二下り御神楽此歌」)	明治18~19年頃	(不詳)	2, 3, 1, 4, 5, 「特別願勤の御勤歌」
No.25	天輪王命十二下り御勤の歌	明治19年7月15日	飯田卯吉	2, 3, 1, 4, 5
No.24	大日本天理王十二下り御勤	明治19年正月	元木紘	2, 3, 1, 4, 5
No.23	十二下り御勤(之)歌	明治18年5月	松尾仁三吉	4, 5, 2
No.22	十二下り御神楽此歌	明治18年頃	天元組三号	2, 3, 1, 4, 5
No.20	十二下り御つとめの歌	明治18年頃	元斯道会	2, 3, 1, 4, 5
No.17	天輪御歌	明治17年9月上旬	梶本松治郎	5
No.16	拾式下り御勤之歌稽古本	明治16年4月	木村林蔵	2 (1, 3), 1, 4, 5 1
No.15	御勤之歌控	明治15年8月	(不詳)	1, 2, 3, 4, 5
No.14	十二下り御勤	明治15年12月起	鴻田忠三郎	4, 5, 2, 3 1
No.13	(不詳)	明治14~15年	真明組 井筒梅治郎	1, 4, 一行書「十二下り御勤歌」、5
No.12	拾式下り御勤本	明治14~15年頃	(大阪真明組講元本)	4, 5, 一行書「是の御勤之事」、2, 3
No.11	十二下り宇たぼん	明治14年9月	増田忠八	4, 5, 一行書「ふれがおつとめの事」、(1, 3)
No.10	拾二下り御勤歌	明治14年9月	(不詳)	4, 5, 一行書「是が御勤之事」、2
No.9	拾二下り御勤之歌	明治14年5月	大阪天恵組	4, 5, 2, (1, 3)
No.8	天輪王踊勤歌	明治10年4月	仲尾休次郎	5
No.7	拾式降り	明治10年	朝田治郎輔	5
No.6	踊歌手本	明治9年8月	西浦弥平	4, 5, 4 四首 2
No.5	踊歌手本	明治7~9年	西浦弥平	5
No.4	(不詳)	明治7年頃(推定)	堀内与助	5(欠落あり)
No.3	拾二くたり此本	明治7年	榊井伊三郎	5
No.2	天輪踊歌おんど	明治4年(推定)	梶本松治郎	5
No.1	天輪王踊歌写帳	慶応3年	山中彦七	5
番号	整理		筆者(発行者)	配列順序及び摘要※

私刊本一覧

『みかぐらうたの世界をたずねて』34頁道友社2001

No.9の附表に「南無阿弥陀仏」とあることから、浄土教の影響が思われます。そのように考えると、特別願意のつとめに「あしきを拂うて どうぞ おびや すつきり早くたすけたまへ」「あしきを拂うて どうぞほうそせんよに しつかりたのむ」と「たすけたまへ」「たのむ」があるのもその影響かとも思えてきます。

そもそも「たすけたまへ」という言葉は、日本浄土教では浄土宗鎮西派が盛んに用いた言葉であった。そうした状況の中で、蓮如はこの言葉を真宗に導入した。蓮如は当初、1461(寛正2)年3月のいわゆる「お筆初め」と呼ばれた最初の「御文」ではこれを明らかに否定していた。しかしその後、蓮如はこの言葉を否定するのではなく、一転、活用路線へと舵を切り多用した。蓮如には「御文」の中で、あるいは「改悔批判」をはじめとした法談の場において、それを巧みに宗祖・親鸞の問いた真宗教義の枠内に収まるように使うことができたからである。こうした蓮如の徹底した真宗教義の研鑽の上になされる、誰にでもわかりやすい浄土真宗のみ教えの開示(蓮如教学)によって、**浄土真宗は、まさに爆発的と形容するにふさわしい教線拡大を成し遂げた**のである。

しかしながら「たすけたまへ」の導入は、本書で論じてきたように、特に蓮如なき後の状況を見れば、やはり問題を孕んでいたといわねばなるまい。それは先述の通り、亀鑑的領解をわかりやすく記した、蓮如上人の手による「改悔文」が各地で誕生し、それをを用いた改悔が各寺院の阿弥陀如来の尊前で行われるようになり、さらに蓮如が「たすけたまへ」と共に盛んに用いた「たのむ」の語義が「信頼する・あてにする」という方向から「懇願する・願う」という方向へ変遷し始めると、「聖人一流」をうたう浄土真宗の中に、いつしか三業(欲生)帰命派と非三業(信楽)帰命派という二つの大きな潮流を生み出してしまっていたのである。それが西派においてははっきりと顕在化したのが三業惑乱だったというのが、この事件が勃発した真相であろうと考えている。それは蓮如が「御文」によって爆発的な教線拡大を成し遂げたが故の、強烈な副作用であったともいえる。(『「たすけたまへ」の浄土教』P324.井上見淳.法蔵館.2022)

蓮如は生涯に二百数十通の「御文」を著した。中でも1461(寛正2)年3月付の、蓮如47歳の時のものは「お筆初め」といわれる最初のものであるが、この時点で蓮如は「たすけたまへ」という表現に対し、明らかに否定的であった。

寛政二年御文 一略一

しかしながら、その後、蓮如は「たすけたまへ」という言葉を否定することはなく、一転、活用路線へと舵を切り、精力的に執筆された「御文」の中で「たすけたまへ」は「たのむ」と共に多用された。それによりこの言葉は蓮如教学を代表するものとなったのである。(『「たすけたまへ」の浄土教』P37.井上見淳.法蔵館.2022)

「みかぐらうた」
第一節に關係
する資料

第一節の原形は、中山新治郎作の『稿本教祖様御伝』(明治31年『復元』33号P47)と『教祖様御伝』(明治40年頃『復元』33号P217)に、「あしきはらひたすけたまひ てんりわうのみこと」であると示されています。この上の句は第一第三節合一節の上の句と「ひ」と「い」の表記の違いはありますが同じです。「みかぐらうた本」の考察対象が明治10年代後半であるのに対して、この2冊が書かれるのは明治30年代以降で、かなり整理されていると思われます。

『教祖様御伝』

紙用部本會教理天

紙用部本會教理天

山藩柳本藩古市藩和志代官所等
ノ諸藩士ニ奉請スルモノ
○慶應三年秋の頃小泉不動院へ参り
古祖ニ難問せしむ所明答ありし故理ニツマ
り大鼓二個ヲ切り破り提燈を切り落し乱暴
を極めてはひたり夫れより皇族村(行さ山中
忠七代にて暴行し市幣にて忠七代の歎を
叩けり而して古市役所へ訴へ出でたり其時より
山出忠七代ニ六百圓其外何れ用事ある外ハ
末々ざりしなり

○此乱暴あるは只も無天の王命と連
呼せり然るに時より神様を拝せり始
めてあしきはらひたすけたまひ天の奉
と手ももつけ遊されたなり
○慶應三年古祖七十年のけ正月より
八月迄八ヶ月かりて御製作あせり
十三下り市歌
御勤の手ハ三ヶ年かりも悉く市歌
遊せり
○今年七月二十三日吉田神社御管領

『稿本教祖様御伝』

明治元年三月二十八日十二下り御勤ヲせしニ
夜ニ至り身ヲ人教押寄せ来り暴行ヲせし
鼓二個ヲ切破り提燈ヲ切落し乱暴ヲ極メ
而して古市藩工願出たり
右ニ付守屋流前守和依頼シ京都吉田殿
工願出官職ヲ拝命ス
参考ノ神様ノ御座シ吉田殿ハ工願出ニ付ナド下及ノ如キ
乱暴以前迄ハ神様ヲ拝スルニ只南無天理
王命ト連呼せり然ルニ此片ヨリ始メテ一更レキ
掃と助ケ玉ヒ天理王命ト午ヲ御付ケ遊サレリ

第一節、第三節成立に関する中山正善、永尾広海、沢井勇一三氏の議論

「私刊本一覧表」のNo.9『拾貳下り御勤之歌』には、「第一第三合一節」と呼ばれる「あしきはらい たすけたまい いちれつすます かんろだい」という節があります。これを根拠に中山正善氏は「第一第三合一節」が明治15年の模様替え以降に第一節、第三節に分かれたもので、第一節の成立は明治15年頃であるという説を出すわけです。これに対して、永尾広海氏はNo.14『十二下り御勤(鴻田忠三郎)』を根拠に第三節が模様替え以前の「すます」であり、そこに第一節があるということは模様替え以前に第一節は存在したと反論しています。それに対して、沢井勇一氏はNo.14『十二下り御勤(鴻田忠三郎)』も「かんろだい没収以後の内容を伝えるものと考えることが可能なのではないか」という説を出しています。この三論者の説を詳しく見ていきましょう。【既に出ている資料を再掲しています。再確認の手間を省くため故、ご了解ください。】

『続ひとことはなし その二』P81～82.1957(昭和32)年.中山正善(『みちのとも』昭和27年4月号P4)

《 要するに、明治十四年の私刊本以前の寫本にあっては、第五節のみを内容としていたもののようである。／ 明治十四年刊行の天恵組版に至って、はじめて、第四節が第五節の頭首に加わり、末尾に第二節と、第一節及第三節を合せて一つとした二節が一枚(第廿六枚)加わり、他に木火土金水風の附表一枚を加えて、全二十七枚の木版本として発行されている。／ (この本の中には、この第二十六枚を巻頭にして廿六、一、二、三、……廿五、廿七の順序で組られているのもあるが、この姿は後日の改綴と思う。)／この第一節と第三節を一つにされたのは、／あしきはらい たすけたまい／いちれつすますかんろふだい／のおうたであって、これが第一節及第三節の古い形であったのが、明治十五年の所謂“模様替”の史実の結果、上の句、下の句にそれぞれ下の句上の句が加わり、語尾も多少変更されて、／あしきをはらうて たすけたまへ／てんりわうのみこと 第一節 ／あしきをはらうて たすけせきこむ／いちれつすましてかんろだい 第三節 ／の二節になったものと考えらる。》

「模様替え」は、教史用語として、次のことを指す。「つとめ」の地歌は慶応2年(1866)から明治8(1875)までにわたって教えられたが、明治15年に「手振り」は元のままながら、『いちれつすますの句は、『いちれつすまして』と改まり、それに伴うて、『あしきはらひ』も亦、『あしきをはらうて』と改まった。」(『稿本天理教教祖伝』100頁)。／ また、一説には、この点にとどまらず、この明治15年の「かんろだい」の石没収に関連して、親神の意図されていたことが、新しい事柄が加わって変化したと言われる。この事態をこの言葉で表現することがある。(『天理教事典第三版』P943)

明治三年には、「ちよとはなし」の歌と手振りとを、同八年には、「いちれつすますかんろだい」の歌と手振りとを教えられ、こゝに、かんろだいのつとめの手一通りが初めて整い、つゞいて、肥、萌え出等十一通りの手を教えられた。更に、明治十五年に、手振りは元のままながら、「いちれつすます」の句は、「いちれつすまして」と改まり、それに伴うて、「あしきはらひ」も亦、「あしきをはらうて」と改まった。(『稿本天理教教祖伝』P99)

中山正善氏の明治15年説を否定する永尾広海氏の慶応2年説

「あしきはらいたすけたまい／いちれつすますかんろふだい」という第一第三合一節が、明治十五年の所謂“模様替”の史実の結果、上の句、下の句にそれぞれ下の句上の句が加わり、語尾も多少変更されて、「あしきをはらうてたすけたまへ／てんりわうのみこと」(第一節)と「あしきをはらうてたすけせきこむ／いちれつすましてかんろだい」(第三節)の二節になったとする正善説に対して、永尾説は、第一節は慶応2年から存在し、「明治七年、中教院における神名取消しの一件が、信者のあいだに影響をもって伏在し、第一節が記録上に表われなかった」のだというものです。その論拠として、No.13に「あしきはらいたすけたまい てんりんをゝのみこと」がある、No.14に「あしきはらいたすけたまゑ てんりんおふのみこと」があることを挙げ、とくにNo.14は筆者の鴻田忠三郎が、模様替え以前の明治15年3月に大和を発っていることから、模様替え以前のおうたであると主張しています。

永尾広海氏の反論 I

3 第一第三合一節について (「みかぐらうた本研究の諸問題について上」P18.永尾広海.1980(昭和55).『天理教校論叢』16号 ①)
 既述の通り、第一第三合一節、すなわち、「あしきはらいたすけたまい いちれつすます かんろふだい」のおうたが、みかぐらうた諸本中に始めて記されたものは、明治十四年巳五月、大阪天恵組が刊行したNo.9「拾二下り御勤之歌」という私刊本であります。今までみかぐらうた本として発見された最古のものでありますが、明治十四年九月、増田忠八手記のNo.11「十二下り宇たぼん」も、明治十六年四月、木村林蔵手記のNo.16「拾式下り御勤之歌稽古本」も未発見の当時は、唯一の資料でありましたし、後にNo.11・No.16に同じ歌詞が見出されるとは思いも寄らぬことでありました。『稿本天理教教祖伝』の「慶応二年秋、教祖は、／あしきはらひたすけたまへてんりわうのみこと／と、つとめの歌と手振りとを教えられた。」ということが念頭にあって、講社の刊行した木版本であるから、十分慎重を期しているとは思ふものの、なにかの誤りではないか、と軽く筆者は考えていました。

昭和三十二年四月十日、二代真柱様は『続ひとことはなしその二』を刊行されるに当って、左記のごとくお記し下されているのであります。

この第一節と第三節を一つにされたのは、／ あしきはらいたすけたまい いちれつすますかんろふだい ／のおうたであって、これが第一節及第三節の古い形であったのが、明治十五年の所謂“模様替”の史実の結果、上の句、下の句にそれぞれ下の句上の句が加わり、語尾も多少変更されて、／ あしきをはらうてたすけたまへ てんりわうのみこと 第一節／ あしきをはらうてたすけせきこむ いちれつすましてかんろだい 第三節／の二節になったものと考えらる。(81～82頁)↓

㋞ しかし、その後、新資料として、No.13・No.14、及びNo.16が発見されて、筆者としては、この点については考え直して頂くべき余地が生じたもの、と判断しているのであります。なぜならばNo.13は、真明組（大阪）の講元井筒梅治郎の自筆本であり、おちばに帰って直き直き教祖からお教えを受け、かんろだいの石出しにもひのきしんにいそしんだ方であり、明治十四、五年頃の手記であるNo.13は、資料的には高い評価を持ち得ると思うのであります。その中に、明らかに、十柱の神名に引きつづいて、/あしきはらいたすけたまい てんりんを、のみこと/ が記されていて、しかもてをどりのおうたより先に記され、今までの発見本中、このおうたに関しては最も古いものであります。さらに、No.14、すなわち、明治十五年三月に信仰し始めた鴻田忠三郎（『稿本天理教教祖伝』二四九頁）が、入信早々つとめを教えて頂き、教祖のおことばのまにまに、三月十七日、大和を出発し、新潟の布教地へ赴くのです（『稿本天理教教祖伝逸話篇』「九五、道の二百里も」160～162頁）。その地で、同年十二月起として記したNo.14「十二下り御勤」にも、/あしきはらいたすけたまゑ てんりんおふのみこと / が記されているのであります。当時としては文筆のたつ有為の人であったことは、その達筆にも伺えますが、三月に大和を出発している月日からすれば、いわゆる“模様替”以前のおうたを教えられたままに伝えたものと思われるのであります。

—中略—

これらを通じて考えるとき、No.9だけの唯一の資料によってお書き頂いた『続ひとことはなし その二』のお考えは、考え直す余地が残されている、との意見を私は持つ次第であります。あえて私見を述べさせて頂くならば、第一節は厳然と伝えられているが、明治七年、中教院における神名取消しの一件が、信者のあいだに影響をもって伏在し、第一節が記録上に表われなかったものと思われる。むしろ、明治十三年の鳴物を揃えてのつとめ以来、さらに、つとめをお急ぎ込み下さる中に、つとめについての自覚（特に第一節に関して）が昂まり、それが、みかぐらうた諸本の中にも記されることになり、第一第三合一節と併記されてくるものとなり、No.13・No.14の第一節となって書き残されたものであります。もし、第一第三合一節にそれぞれ下の句と上の句をお教え頂いて、第一節及び第三節の二節になったものとするれば、前記のそれぞれのみかぐらうた本の内容が理解し難くなってきます。上記の各みかぐらうた本からすれば、第一第三合一節は、むしろ、第三節に替わって、信者によって一時期歌われたものであるかもしれない、という推測を持つのであります。それが、教祖によってお教え頂いたものであるのか、あるいは、一時の応法（？）の道としてお許し頂いておったものであるのか、そのあたりは、今なお研究不足と資料不足で判然しないものがあります。いずれにしても、みかぐらうた諸本に、第一第三合一節が、上記の通り主なるものの中にも出てくるばかりではなく、他の文献にも見出されることは、みかぐらうた諸本の変遷の研究からも、また、つとめの変遷についての研究上にも、見のがし得ない点であると申せま

No.14も模様替え以後とする沢井氏の見解

永尾氏がNo.14の第三節に「すます」とあるのだから明治15年の模様替え以前のものとするのに対して、沢井氏はその第三節の上の句に「たすけせきこむ」となっているから、「せきこむ」の部分に注目すれば、模様替え以降になるという見解です。「『たすけたまへ』が『たすけせきこむ』、『すます』が『すまして』になった」と『正文遺韻』を根拠にした論で、No.14に「すます」があるのは、第一第三合一節の「すます」がそのまま残ってしまったからだということになります。

「明治十三年の鳴物を揃えてのつとめ以来、さらに、つとめをお急き込み下さる中に、つとめについての自覚（特に第一節に関して）が昂まり、それが、みかぐらうた諸本の中にも記されることになり、第一第三合一節と併記されてくるものとなり、No13・No14の第一節となって書き残されたものであります」（「みかぐらうた本研究の諸問題について.上」P21.永尾）と推論されているのは、No13と同じ講元本のNo12の第三節及び「十二下り御勤」（No14）の第三節が「すます」になっているというのが、この推論の根拠の一つであろう。ところが『正文遺韻』は、「たすけたまへ」が「たすけせきこむ」、「すます」が「すまして」になっていると記している。この資料によれば、第三節（「たすけせきこむ」）が記されるようになるのは、明治十五年のかんろだい没収のあとということになる。No14の筆者である鴻田忠三郎は、明治十五年三月十七日大和を発って新潟へ赴いたというので、十五年十二月起の「十二下り御勤」は、いわゆる「模様替」以前の内容を伝えたものとされているが、このNo.14の内容も、かんろだい没収以後の内容を伝えるものと考えることが可能なのではないか。

No9、No11の第一第三合一節は、明治十五年のかんろだい没収が契機となって、No12の第三節（但し、すます）、No13の第一節として残されたのではないか。No14の第三節（但しすます）、第一節についても同様に考えることができるのではないかと思う。

つとめの歴史において、特に明治八年及び明治十五年が大きなポイントになるといえよう。（「みかぐらうた研究における一つの問題－第一第三合一節について」澤井勇一.『天理教校論叢20号』P72.1983）

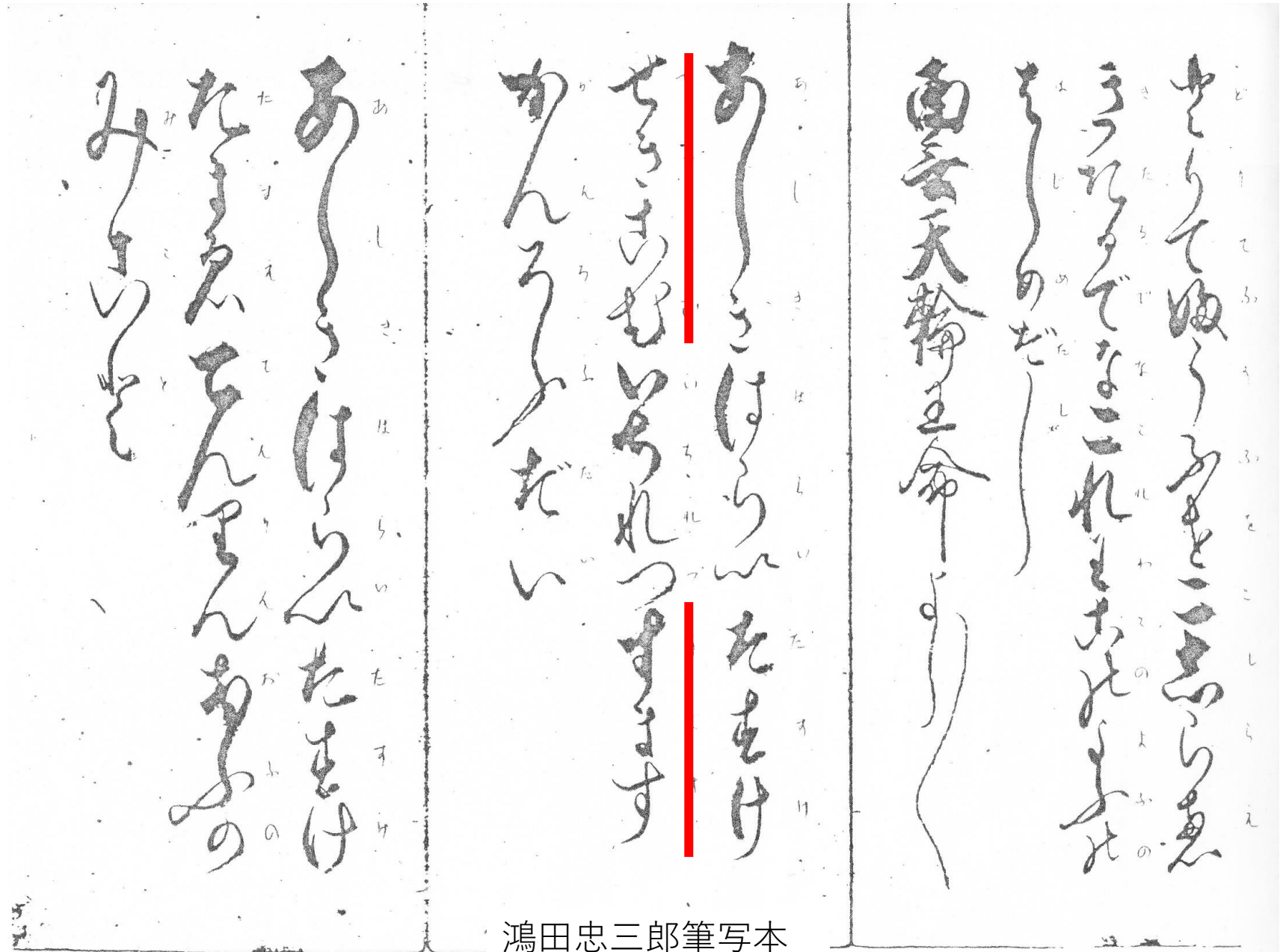
0.7	No.16	No.15	No.14	No.13	No.12	No.11	No.10	No.9
ごんりや	拾式下り御勤之歌稽古本	御勤之歌控	十二下り御勤	(不詳)	拾式下り御勤本	十二下り宇たほん	拾二下り御勤歌	拾二下り御勤之歌
明治16年4月	明治15年8月	明治15年12月起	明治14、15年	明治14、15年頃	明治14年9月	明治14年9月	明治14年5月	明治14年5月
木村林蔵	(不詳)	鴻田忠三郎	真明組 井筒梅治郎	(大阪真明組講元本)	増田忠八	(不詳)	大阪天恵組	
2 (1, 3) 1, 4, 5 1	1, 2, 3, 4, 5	4, 5, 2, 3, 1	1, 4, 一行書「十二下り御勤歌」, 5	4, 5, 一行書「是の御勤之事」, 2, 3	4, 5, 一行書「それがおつとめの事」(1, 3)	4, 5, 一行書「是が御勤之事」, 2	4, 5, 2, (1, 3)	

No.14の第三節は「せきこむ」「すます」の混在型

No.14を具体的に見てみましょう。

永尾氏の論拠である第三節は「すます」になっています。また、沢井氏が説くよう「せきこむ」でもあります。「せきこむ」は模様替え以後にのみ現れる形ですから、No.14は模様替え以後となります。そうすると、第一節も第一第三合一節が分かれた形ということになります。

No.14は模様替え以後



鴻田忠三郎筆写本

05	No.14	十二下り御勤	明治15年12月起	鴻田忠三郎	4、5、2、3、1
----	-------	--------	-----------	-------	-----------

沢井氏は、前出の論文の中で、『正文遺韻』にある「明治十五年かんろふだいひながたとりあげに相成り、それより御勤も、てんりわうのみこと、かはり」を引用して、これは「第一第三合一節及び十一通りのつとめ」の下の句である「いちれつすますかんろだい」というのが「てんりわうのみこと」となったことを意味するであろう」と述べ、「今日のみかぐらうたの第一節」と「特別願意の十一通り」であるとしています。これはまさに、第一節は明治15年以降にできたのだということを云っていると思われまます。

特別願意については『正文遺韻』ではすべて最後が「いちれつすますかんろだい」であるのに対して、『続ひとことはなしその二』に出ているものでは、すべて「天理王命 南無天理王命 南無天理王命」となっていることで確認できます。

『天理教教典』に「天理王命、教祖、ぢばは、その理一つであって、陽気ぐらしへのたすけ一条の道は、この理をうけて、初めて成就される」と記されているが、史実の上からは、明治八年のぢば定めのもと、第一第三合一節及び十一通りのつとめを教えられたという点を見てきたのである。ところが、『正文遺韻』は、「かんろふだい、おつとめのみうた」のつづきのところに、

然るに明治十五年かんろふだいひながたとりあげに相成り、それより御勤も、**てんりわうのみこと、かはり**、あさばん、つとめのかんろふだいの御うたは『たすけたまへ』を『たすけせきこむ』『一れつすます』を『すまして』と御かへに相成りたり。(P226)

と記している。この中の「それより御勤も、てんりわうのみこと、かはり」というのは、**第一第三合一節及び十一通りのつとめ**の下の句である「**いちれつすますかんろだい**」というものが「**てんりわうのみこと**」**となった**ことを意味するであろう。このおうたは、今日のみかぐらうたの第一節のおうたということになり、特別願意の十一通りのおうたにあたるものである。（「みかぐらうた研究における一つの問題—第一第三合一節について」澤井勇一.『天理教校論叢20号』P71.1983）

『正文遺韻』にある特別願意のつとめです。第三節の原形≡第一第三合一節「あしきはらひ、たすけたまへ(い)、いちれつすますかんろだい」がベースになって、各種願意のつとめが出来ています。すでに述べましたが、ここには「たすけたまへ」「たのむ」という浄土教(蓮如)の用語が出ています。浄土教の影響は、明治12年にそれまで天理教神道化の中心になっていた守屋筑前が亡くなった以後、翌明治13年に転輪王講社開設にあたり、仏教者の日暮宥貞が関わりだした以降ではないかと思われれます。

かんろふだいの理

此屋しき、元、人間をはじめくたされた証拠に、かんろふだいをすゑるとの仰せ。そのだいがすわる処がもと／＼、人間おつくりくたされたしん。いざなぎ、いざなみ様のしんの処ときかせらる。 —中略—
明治六年に、木にてひながたをおすゑになり、八年に、かんろふだいつとめ十二始まり。左に

かんろふだい、おつとめのみうた

あしきはらひ、たすけたまへ、いちれつすますかんろだい。

あしきはらひ、あしのちんばを、はやくたすけたまへ、いちれつすますかんろだい。

あしきはらひ、どうぞいつしをたのむ、いちれつすますかんろだい。

あしきはらひ、むほんすつきり、はやくをさめ、たすけたまへ、いちれつすますかんろだい。

(此のむほんの一つは、前年八月頃御聞かせになりたり)

あしきはらひ、どうぞおびやすつきり、はやくたすけたまへ、いちれつすますかんろだい。

あしきはらひ、どうぞほうそせぬよに、しつかりたのむ、いちれつすますかんろだい。

あしきはらひ、どうぞはえでしつかりたのむ、いちれつすますかんろだい。

あしきはらひ、どうぞこえをしいかりたのむ、いちれつすますかんろだい。

あしきはらひ、どうぞあめをしつかりたのむ、いちれつすますかんろだい。

あしきはらひ、どうぞあめをあづけよ、いちれつすますかんろだい。

あしきはらひ、どうぞすつきりやまいむしはいらんやう、しつかりたのむ、いちれつすますかんろだい。

あしきはらひ、どうぞみのりをしつかりたのむ、いちれつすますかんろだい。／ 以上十二

然るに明治十五年かんろふだいひながたとりあげに相成り、それより御勤も、てんいわうのみこと、かほり、あさばん、つとめのかんろふだいの御うたは『たすけたまへ』を『たすけせきこむ』『一れつすます』を『すまして』と御かへに相成りたり。かへす／＼も、とりはらはれたは、ざんねん／＼との仰せなりき。(『改訂正文遺韻』P224)

『続ひとことはなしその二』にある「特別願意」のつとめでは、「たすけたまへ(たのむ)」と「天理王命」の第一節の形になっています。明治15年に第一節「あしきをはらうてたすけたまへ てんりわうのみこと」ができ、それに合わせて特別願意も「たすけたまへ(たのむ)天理王命」に変えたということでしょうか。誰が変えたのかが問題になります。

イ、身上に関するつとめ

(現勤) おびやづとめ

あしきを拂うて どうぞ おびや すつきり早くたすけたまへ 天理王命 南無天理王命 南無天理王命(七回繰り返す)
この部分以下同じ(〃)

(史実) ほうそつとめ あしきを拂うて どうぞほうそせんよに しつかりたのむ (〃)

(史伝) 一子のつとめ あしきを拂うて どうぞ 一子をたのむ (〃)

(史伝) ちんばのつとめ あしきを拂うて どうぞ 足のちんばを すつきり早く たすけたまへ (〃)

ロ、立毛に関するつとめ

(現勤) 肥のつとめ あしきを拂うて どうぞ 肥をしつかり たのむ (〃)

(現勤) 萌出のつとめ あしきを拂うて どうぞ 萌出を しつかり たのむ (〃)

(史伝) 虫払のつとめ あしきを拂うて どうぞ やまひむし すつきりいらぬやう しつかりたのむ (〃)

(史実、現勤) 雨乞ひつとめ あしきを拂うて どうぞ 雨をしつかり たのむ (〃)

(史伝) 雨あづけのつとめ あしきを拂うて どうぞ 雨を しつかり あづけ (〃)

みのりのつとめ あしきを拂うて どうぞ みのりをしつかり たのむ (〃)

ハ、事情治めのつとめ

(史伝) むほんづとめ あしきを拂うて どうぞ むほん すつきり 早く をさめたすけたまへ (〃)

(『続ひとことはなしその二』P145)